

中央の森式番街
管理組合ニュース
第38期第4号（通算第82号）

発行日：2019/11/11



集会所の主要部位に手摺等設置

集会所は、中武に居住する皆様の諸活動の場として、そして管理組合や町内会の会議・集会等に頻繁に利用されていますが、必ずしも高齢者に優しい造りには、なっていませんでした。このことに対し、集会所の催しに参加したくても足が向かないとのご意見が、予めから寄せられていました。

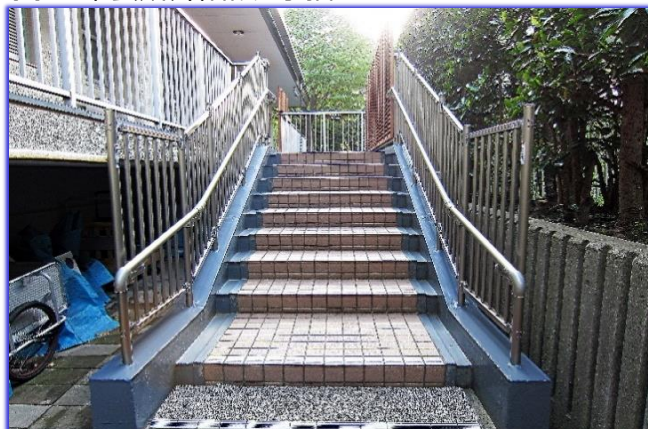
この度、本格的なバリアフリー化とは申せませんが、集会所の内外で身体的負荷が大きい「段差」と「立上り姿勢と座り姿勢を要求される箇所」に**手摺**や補助の**椅子**を設置しました。

今後は、以前にも増して多くの方々が、気軽に快適に集会所をご利用願えればと思っています。

■集会所入り口外階段

階段の両側柵は、**手摺付きアルミ柵**に替えました。従来のアルミ柵に手摺のみを装着する方法も検討しましたが、負荷に対するメーカーの保証が、得られないことが分かりましたので、手摺の支えとなる柵も同じメーカー（リクシル）のものに替えました。

図1 集会所外階段と手摺



■集会所玄関のたたきと床の段差

集会所の玄関は、たたきと廊下の床に約15cmの段差があります。下足を上履きに履き替える時、又はその逆の動きをする時に掴まる物が無いので、身体が安定しません。よって、床上に設置してある靴箱へのアプローチがし易い位置に**手摺**を

取付けました。更に、履物を履き替える時に腰を下ろせるように**椅子**を下駄箱の近くに置きました。

図2 玄関内の手摺と椅子



■和室入口の段差

廊下から和室へは、廊下の床と和室畳の床に約30cmの段差があります。ここも、上がり降りに不便なところ です。和室の入口の襖を開けた直ぐ右手の壁に**手摺**を取付けました。ちょっと手摺に掴まって身体を支えてもらえればと思います。

図3 和室手摺



■トイレの手摺

トイレにおける「座るー立ち上がる」の動作をサポートするための**手摺**を設けました。

男女トイレの壁の構造が違いため、形式の違う手摺になりましたが、目的と機能は同じです。次ページの**図4**を参照してください。

図4 トイレの手摺



図5と図6を参照してください。

図5 新防災倉庫の基礎



図6 新防災倉庫



新しい防災倉庫の完成について

前号(今期第3号、通算第81号：8月10日発行)でご案内の通り、手狭になった従来の防災倉庫は、将来の防災備蓄機材の多様化と増加に対応した新しい防災倉庫に生まれ変わりました。

新防災倉庫は、従来の物に比べ3倍ほどの大きさになりましたが、単に大きくしたのではなく、災害発生時の非常用設備(例、着替室・簡易トイレ等)の設置場所としても活用する計画です。

■新防災倉庫は建築物

旧防災倉庫は、コンクリートブロックを地上に並べた上に倉庫を乗せたもので、建築基準法では「建物」扱いではありませんでしたが、今回は、きちんとした鉄筋コンクリートの土台を構え、床下の湿気対策として、全面防水シート張りのコンクリート土間とした上に、一般住戸と同じ工法で倉庫メーカー(イナバ)の倉庫を基礎ボルトで固定して建てました。

新しい防災倉庫の建築に当たっては、前出の法令に基づく「建築確認申請」を経て、9月13日に志木市長から建築確認「認定通知書」を受領しました。更に、同日付で、さいたま住宅検査センター(脚注*)からの「確認済証」を、そして同月30日に現場での検査結果に基づき、同センターから「検査済証」を受け取り、建築物として公に認められました。図7に各証書の部分縮小を示します。

図7 建築確認申請に伴う証書類(部分縮小)

認定通知書

第六十二号様式 (第十條の十六関係) 認定通知書

第R1認定志木市1号
令和元年9月13日

志木ニュータウン中央の森武番街
管理組合理事長 安本 通 様

志木市
志木市長 香川 武文

下記による認定申請書及び添付文書に記載の計画について、建築基準法第8条の2第1項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 令和元年9月2日

2. 申請区域の場所 埼玉県志木市第一丁目1-1、第二丁目1-1地

3. 申請区域及びその区域内の建築物等の概要

用途	構造	階数	延べ面積の合計
防災倉庫	5階	地上1階	18.41㎡ (18.41㎡)
共同住宅	アパート型	地下1階	60,935.77㎡ (315,388.87㎡)
商業施設	5階	地上20階	66,456.18㎡ (335,404.28㎡)
その他	5階		
合 計			125,400.36㎡

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

確認済証

第十五号様式 (第三條の四関係) (A4)

建築基準法第6条の2第1項の規定による
確認済証

第 SJR-KX195415660 号
令和元年9月13日

志木ニュータウン中央の森武番街
管理組合理事長 安本 通 様

一般財団法人さいたま住宅検査センター
理事長 岩崎 康夫

下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所
埼玉県志木市第二丁目3番1

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(1) 建築物の名称
倉庫を営まない倉庫(防災倉庫)

(2) 主要用途
a. 申請部分 18.41㎡
b. 申請以外の部分 47,842.46㎡
c. 合計 47,860.87㎡

(3) 工事種別
1 階 軽量鉄骨造

(4) 延べ面積 (建築物の構造)
1 階 18.41㎡
0 階 47,842.46㎡

(5) 申請種数
1 棟 軽量鉄骨造

(6) 主たる建築物の階数
1 階

(7) 主たる建築物の階数
1 階

3. 確認を行った確認検査員氏名
斉藤 誠

4. 適合判定通知書の番号
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

検査済証

第二十四号様式 (第四條の六関係) (A4)

建築基準法第7条の2第5項の規定による
検査済証

第 SJR-KX195417770 号
令和元年9月30日

志木ニュータウン中央の森武番街
管理組合理事長 安本 通 様

一般財団法人さいたま住宅検査センター
理事長 岩崎 康夫

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号
2. 確認済証交付年月日
3. 確認済証交付者

第 SJR-KX195415660 号
令和元年9月13日
一般財団法人さいたま住宅検査センター
理事長 岩崎 康夫

4. 建築場所、設置場所又は築造場所
埼玉県志木市第二丁目3番1

5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(1) 建築物の名称
倉庫を営まない倉庫(防災倉庫)

(2) 主要用途
a. 申請部分 18.41㎡
b. 申請以外の部分 47,842.46㎡
c. 合計 47,860.87㎡

(3) 工事種別
1 階 軽量鉄骨造

(4) 延べ面積 (建築物の構造)
1 階 18.41㎡
0 階 47,842.46㎡

(5) 申請種数
1 棟 軽量鉄骨造

(6) 主たる建築物の階数
1 階

(7) 主たる建築物の階数
1 階

6. 検査済証交付者
さいたま住宅検査センター

*：さいたま住宅検査センター：2000(H12)年3月に埼玉県知事認可の公益法人として設立。2011(H23)年3月に公益法人制度改正を機に、内閣総理大臣認可の一般財団法人となった国土交通大臣認定の機関です。